

奥会津サイン計画策定業務に関する仕様書

1. 業務の名称

奥会津サイン計画策定業務

2. 業務の目的

令和8年秋から令和9年夏に、新潟県三条市、福島県只見町、南会津町の3つのまちをつなぐ国道289号八十里越街道が開通し、新潟県央、奥会津、北関東が「もっと近くに、もっと楽しく」つながり、太平洋側と日本海側を巡る様々な周遊コースも可能になり、新しい観光ルートとなることが期待されています。

一方で、新潟県央から北関東までの通過交通のみになってしまうことも懸念されており、来訪者が奥会津の立ち寄り先情報を入手して、スムーズに移動できるようにすることで、域内への滞在を促し回遊性を向上していくことが重要となっています。

奥会津7町村の案内サインは、旧町村単位で整備されてきたことより、基準や意匠は地域ごとにまちまちというのが現状です。これらを一元的・統一的に整理していくことで、「案内性を改善」とともに、地域一帯の「景観の向上」を図る総合的なサイン計画を策定し、奥会津全体の魅力度を高めていくことを目的とします。

3. 対象区域 奥会津7町村

柳津町・三島町・金山町・昭和村・只見町・南会津町・檜枝岐村 の主要コース上のサイン

4. サインの種類

主なサインの種類は以下の通りとする。

(1)案内誘導看板

国道289号八十里越街道から域内に入る自動車等に対して、コースの進行方向や周辺の拠点など、案内や誘導を目的に設置する。

①分岐

分岐において、域内への誘導や回遊ルートへの誘導を促し、安全かつ円滑に通行できるよう、交差点部等の分岐点に、一定の距離ごとに設置する。

②起終点

奥会津地域の起終点であることを示すため、域内の起終点に設置する。

(2)案内説明看板

奥会津地域内の回遊拠点や主要な施設などを案内・紹介することを目的として設置する。

① 総合案内板

奥会津地域全体の情報を提供するため、7町村内の主要拠点や休憩ポイントに設置する。

②案内説明板

域内回遊において、主要施設や周辺資源の案内説明板を設置する。

5. 業務概要

(1)奥会津サイン現況整理

奥会津7町村の主要ルートにおける、主に只見川電源流域振興協議会で整備してきた現況サインについて、サイン提示内容や状態について把握し、残すべきもの、撤去すべきものに分類のうえ、平面図や写真等で結果を整理する。

既存資料調査より確認できるサインのほか、現地調査により改めて必要となるサインについて整理を行う。(現地で新たに追加すべきサインについても調査に加える。)

(2)サイン整備における共通ルールの設定

現地調査の結果を踏まえ、サインの種別(町村境サイン、記名サイン、観光地区誘導サイン、観光地区案内サイン、観光施設誘導サイン、説明サイン等)、分布、拠点ランク(大・中・小)・道路ランク(主要幹線・幹線・補助幹線)区分、意匠、表記内容等の特徴を整理しとりまとめる。

上記のサインの現況と地域特性、今後の八十里越街道開通による変化要因などを考慮しながら、サイン整備に当たっての共通ルール(多言語化やデジタル化についても検討)や標準仕様(標示内容、形状、寸法、素材、設置方法等)を設定する。

(3)サイン整備計画

国道289号八十里越街道開通による変化と合わせて、設置箇所の再検討を行うとともに、設置サインのイメージの共有と回遊ルートの足がかりとなるよう、サインデザイン・配置計画を取りまとめる。

①サイン設置場所の情報(民地・官地)、管理者等情報のとりまとめ

②サイン設置箇所、サイン種別ごとのサイズや表記内容など、共通ルールをもとに、具体的な意匠を複数パターン例示する。なお、冬期の降積雪対応も検討する。

③サイン整備全体配置計画図及び標識詳細図等を作成し、回遊ルートを提示する。

(4)打合せ協議

打合せ協議は、当初、中間、成果品納入の各段階で行うものとし、当初及び成果品納入時は、管理技術者が立ち会うものとする。中間打ち合わせは計3回程度とし、状況により適宜調整する。

各7町村の意見照会や関係者との協議・調整は、只見川電源流域振興協議会による意見照会を反映する。

(5)成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品については、すべて電子データを作成し、電子媒体についても納品する。

① 業務報告書 2部

② 上記電子データ(CD-R) 1式

③ その他必要な資料 1式

6. 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

7. 特記事項

詳細は委託契約に定めるものとする。

- (1)業務の履行に際しては、委託者と十分な協議を行うこと。
- (2)業務内容に変更が生じることとなった場合は、速やかに委託者に報告し、承諾を受けること。
- (3)本業務により作成された成果物等の著作権は、只見川電源流域振興協議会に属するものとする。
- (4)契約額には、本業務に関する一切の経費(交通費、宿泊費、消耗品費、資材及び機器の使用料、各報告書の作成に係る費用等)を含むものとする。
- (5)契約に係る費用については受託者が負担するものとする。
- (6)本業務により知り得た情報を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7)その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。